

# 山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令案について

平成 29 年 3 月  
自治財政局交付税課

## 1 概要

山村振興法等に基づき、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん措置が行われる場合等を定める 12 省令について、適用期限の延長等を行う。

## 2 主な改正内容

### (1) 適用期限の延長・対象施設の見直し（10 省令）

○ 平成 29 年 3 月 31 日に適用期限をむかえる以下の省令について、国税の特例措置等を踏まえて期限を延長。

- ・山村振興法、離島振興法、水特法、半島振興法、奄美振興法、過疎法、原発法及び沖縄振興法に基づく 8 省令 : 2 年延長
- ・企業立地促進法に基づく省令 : 1 年延長
- ・復興特区法に基づく省令 : 4 年延長

○ 沖縄振興法に基づく省令について、国税の見直しにあわせ、対象施設から一部施設（体育館、釣り場、遊漁船等利用施設）を除外

### (2) 財政力要件の緩和（地域再生法に基づく省令）

○ 拡充型（地方にある企業の本社機能の強化）の対象となる市町村の財政力要件を緩和（財政力指数 0.63 未満→0.74 未満）

### (3) その他

○ 地方税法の改正(※)に伴い、減収補填の対象となる事業税の課税標準額の計算方法を変更（事業税を対象とする 9 省令）

※ 電気供給業の事業類型見直しを踏まえ、法人事業税の分割基準を変更

## 3 施行期日（予定）

平成 29 年 4 月 1 日

（2（3）のみ地方税法改正法の施行日（平成 29 年 3 月 31 日予定））